

## 地方交付税制度の充実を求める意見書

地方自治体は、住民福祉の向上や社会基盤の維持更新などで年々高度化・多様化する行政需要への対応が求められており、とりわけ都市部では人口集積や産業・物流機能の集中により広域的な役割を担いながら、我が国全体の経済活動と国民生活を支える基盤として膨大な行政サービスを安定的に提供する責務を負い、一方、地方部では人口減少や高齢化の進展の中で、地域社会の維持や生活基盤の確保などで重要な役割を担っている。

先般の衆議院議員総選挙において、現政権の掲げる「責任ある積極財政」が国民に信任される中、将来世代にわたり持続可能な地域社会を築いていくためには、その実行主体となる地方自治体の財政基盤の安定が不可欠である。

しかしながら、地方交付税は、国の歳出において国債費を除けば社会保障関係費に次ぐ主要な費目であるものの、地方自治体が直面する行政需要の拡大に対応しているとは言い難く、財政需要の算定方法についても、主に保有する施設量や人口などの指標を基礎として各種補正係数を乗ずるとされているが、都市部及び地方部が抱える行政需要、さらには今後一斉に到来するインフラの更新需要など、将来にわたり不可避となる財政負担が十分に反映されにくい構造となっている。

このままでは、地域の実情に応じた必要な投資や高度化・多様化する行政需要への対応が地方自治体の自助努力のみに委ねられることとなり、結果として我が国の成長と国民生活の安定に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方交付税について、総額の一層の充実を図るために必要な財源措置を講ずるとともに、都市部及び地方部の行政需要を的確に反映した算定方法となるよう各種補正係数の在り方等も含めた制度の不断の見直しを行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣